

令和7年度 静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会 遠州流域治水協議会

大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会の 位置付け・取組方針

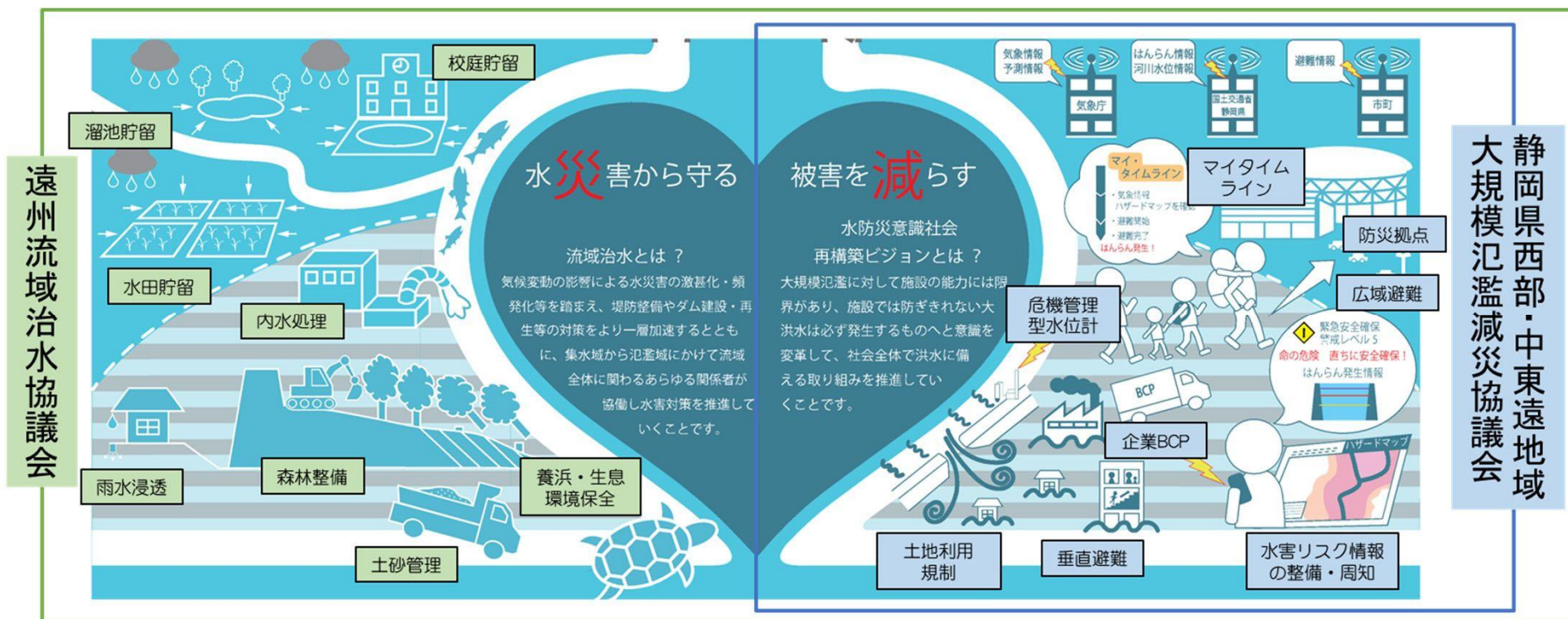
【目次】

- | | |
|----------------------------|------|
| 1. 大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会の概要 | p. 1 |
| 2. 大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会の設立経緯 | p. 3 |
| 3. 大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会の組織体系 | p. 4 |
| 4. 大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会の取組方針 | p. 5 |



1. 大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会の概要

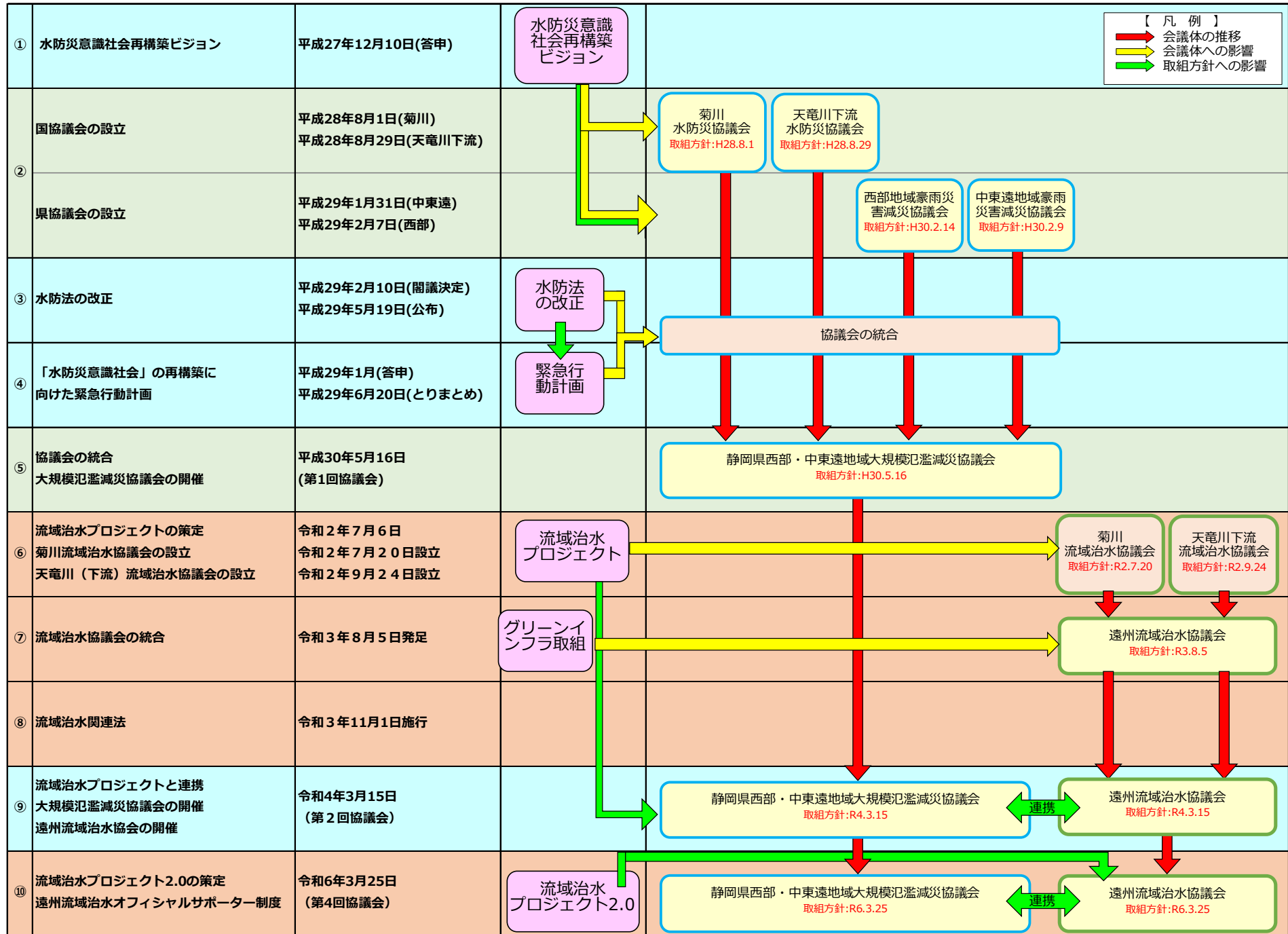
項目	遠州流域治水協議会	静岡県西部・中東遠地域 大規模氾濫減災協議会
目的	河川の氾濫域等において、流域内のあらゆる関係者が流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進する	「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」と意識を変革し、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する
関係機関	流域内のあらゆる関係者(国、県、市町、団体)	河川管理者、河川の位置する県・自治体の長
対象範囲	流域全体	河川区域や氾濫域
取組メニュー	ハード整備、土地利用規制、流出抑制対策等	治水対策や避難対策、水防活動などソフト対策



1. 大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会の概要

	遠州流域治水協議会	静岡県西部・中東遠地域 大規模氾濫減災対策協議会
目的	令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、河川の氾濫域等において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと	「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、関係自治体と国、県が連携して、静岡県西部・中東遠地域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進すること
設立根拠法令	法令根拠なし (取組実効性向上のための「流域治水関連法」あり)	水防法
関係機関	流域内のあらゆる関係者(国、県、市町、団体)	河川管理者、河川に位置する県・自治体の長
対象エリア	【静岡県】 浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、森町 【愛知県】 設楽町、東栄町、豊根村	【静岡県】 浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町
対象河川	天竜川水系、菊川水系、都田川水系、馬込川水系、太田川水系の全ての河川	天竜川水系、菊川水系、都田川水系、馬込川水系、太田川水系のうち規約に規定される河川(全てではない)
検討対象範囲	河川区域や氾濫域に加え山林、水田、都市など集水域を含めた流域全体	河川区域や氾濫域など川沿い
取組メニュー	ハード整備、土地利用規制、流出抑制対策等	治水対策や避難対策、水防活動などソフト施策
対象とする洪水規模	戦後最大規模等の洪水	想定最大規模の洪水

2. 大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会の設立経緯



3. 大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会の組織体系

静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会

オブザーバー：
中部運輸局、
静岡新聞、スズキ

静岡県

危機管理部
総務部 西部地域局
健康福祉部 政策管理局
交通基盤部 河川砂防局

市町村

御前崎市

電源開発株式会社 水力発電部 中部支店
遠州鉄道株式会社
天竜浜名湖鉄道株式会社

浜松土木事務所
袋井土木事務所

浜松市
磐田市
掛川市
袋井市
菊川市
森町
湖西市

国土交通省

気象庁 静岡地方气象台
中部地方整備局 浜松河川国道事務所

西部農林事務所
中遠農林事務所

設楽町
東栄町
豊根村

農林水産省
林野庁 関東森林管理局 天竜森林管理署

新城設楽建設事務所
新城設楽農林水産事務所

(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター
静岡水源林整備事務所

愛知県

遠州流域治水協議会

